

動産補償

レンタル機械の損害を補償します

- レンタル機械の通常作業中で発生したレンタル事故による損害※1の破損による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難※2による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害
- レンタル機械の運送中の事故による損害

※1：通常作業中で発生した事故とは、日常点検を行い定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故指します。故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※2：盗難とは警察への届け出を行い警察にて盗難事故として受理された事故です。

事故例

- ・作業中に油圧ショベル等が操作ミスで横転し、キャビンが破損した。
- ・現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった。
- ・廻送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損した。
- ・現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
- ・作業中、誤ってシリンダーをぶつけてしまい、破損させてしまった。

賠償責任補償

レンタル機械使用中の賠償責任を補償します

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任補償で定める範囲以内）

※1：貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険と按分させていただく場合がございます。また、元請側が保険加入しており尚且つ元請側の過失が考えられる場合も同様です。

人身事故の場合、労災保険、労災上乗せ保険（傷害保険等）を優先させていただきます。

※2：弊社規定により多事故ユーザーには別途補償料の増額、及び、自己負担金の増額が課せられます。詳しくは担当者にお問い合わせ下さい。

事故例

- ・油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- ・ブルドーザーで作業中、操作を誤って第三者をケガさせてしまった。
- ・油圧ショベルを旋回させ誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。
- ・油圧ショベルでガラを積込み中、操作ミスによって電話線を切断した。
- ・ブルドーザーで作業中操作を誤って現場内で運送業者のトラックにぶつけてしまった。